

新たな定款認証制度について（士業者方への説明メモ）

平成30年11月1日

1 公証人法施行規則の改正について

(1) 改正の概要

平成30年10月12日に改正された公証人法施行規則第13条の4により、公証人は、株式会社、一般社団法人及び一般財団法人の定款認証の際に、嘱託人から、法人成立時の実質的支配者となるべき者の氏名等並びにその者が**暴力団員**及び**国際テロリスト**（以下「暴力団員等」といいます。）に該当するかどうかを申告させなければならないこととなりました。

また、申告された実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、又は該当するおそれがあると認められた場合には、嘱託人又は実質的支配者となるべき者に対し、申告内容等について必要な説明を求め、当該説明によっても法人の設立行為に違法があると認められる場合には、公証人は、定款認証を拒否しなければならないこととなりました。上記申告や上記説明自体がない場合も、同様に拒否することとなります。

- * **暴力団員**とは、暴力団の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号）です。
- * **国際テロリスト**とは、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法3条1項の規定により公告されている者又は同法4条1項の規定による指定を受けている者であり、平成30年9月時点で、合計405個人及び105団体が指定されています。

(2) 改正された公証人法施行規則

第13条の4

- 1 公証人は、会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第13条及び第155条の規

定による定款の認証を行う場合には、囑託人に、次の各号に掲げる事項を申告させるものとする。

① 法人の成立の時にその実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項第4号に規定する者をいう。）となるべき者の氏名、住居及び生年月日

② 前号に規定する実質的支配者となるべき者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次項において「暴力団員」という。）又は国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）第3条第1項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者（次項において「国際テロリスト」という。）に該当するか否か

2 公証人は、前項の定款の認証を行う場合において、同項第1号に規定する実質的支配者となるべき者が、暴力団員又は国際テロリストに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、囑託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならない。

(3) 改正の趣旨

今回の改正は、法人の実質的支配者を把握することにより、法人の透明性を高め、暴力団員等による法人の不正使用、マネーロンダリングやテロ資金供与等を抑止することを目的とするものであり、国内外からの要請に基づくものです。特に、来年に迫ったFATF（資金洗浄に関する金融活動作業部会）による第4次対日相互審査に対応するものとなっています。

* FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering）と

は、「ファトフ」と呼ばれているマネーロンダリングやテロ資金の供与を防止するための勧告を行っている政府間機関であり、平成31年に第4次対日相互審査が開始される予定になっています。この審査項目の一つが、勧告24にある法人の透明性及び実質的支配者に関するものとなっており、この相互審査での評価向上に向けた取組を行うことが我が国の経済活動に対する国際的な信用を向上させることにつながるものと考えられています。

(4) 改正のポイント

① 施行時期

平成30年11月30日（金）

申請日が基準となります。紙定款（書面による定款）の場合は、申請日と認証日が同日となることが多いのですが、電子定款の場合は、相違することもよくあるので、注意が必要です。例えば、電子定款認証のオンライン申請が11月29日であれば、認証日が12月3日であっても、実質的支配者となるべき者の申告等は不要ですが、オンライン申請が11月30日以降であれば、実質的支配者となるべき者の申告等が必要となります。

特に、11月30日は、制度の切替日となり、その日に申請して、その日に認証を受けるということは、できる限り避けるようにしていただくようお願いいたします。

なお、電子定款認証の新たな申請者側画面が11月26日から表示されるようになりますが、その操作方法は、後記4(2)①で説明します。

② 対象となる法人

株式会社、一般社団法人及び一般財団法人のみです。

そのほかの特定目的会社や弁護士法人等の定款認証手続は、従来どおりです。

③ 認証の種類

電子定款の認証だけでなく、紙定款の認証も対象となります。

④ 実質的支配者

その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者として主務省令で定める者（犯罪による収益の移転防止に関する法律〈以下「犯収法」という。〉4条1項4号）です。

2 実質的支配者となるべき者についての申告

(1) 申告書の入手方法

日本公証人連合会では、参考資料1の「**実質的支配者となるべき者の申告書（株式会社用）**」と、参考資料2の「**実質的支配者となるべき者の申告書（一般社団・一般財団用）**」の2種類の申告書を用意しています。その入手方法及び提出方法等は、次のとおりです。

- ① 日本公証人連合会のホームページから申告書をダウンロードし、これに所要事項を入力の上、
 - ア これに記名及び電子署名を付して公証人にメール送信する方法
 - イ これを印刷し、署名押印又は記名押印を付して、公証人に対し、ファックス送信し、郵送し、持参し、又はそのPDFファイルをメール送信する方法
- ② 公証役場に備え置かれている申告書用紙を利用して所要事項を記入した上、署名押印又は記名押印を付して、公証人に対し、ファックス送信し、郵送し、持参し、又はそのPDFファイルをメール送信する方法
- ③ 上記申告書と同内容の申告書を自ら作成する方法

(2) 申告書の記載方法について

- ① 公証役場名・公証人名を記載（担当公証人名が不明なときは、公証役場に相談してください。）
- ② 設立する法人名（商号・名称）を記載

- ③ 申告書の作成年月日を記載
- ④ 嘱託人住所を記載し、嘱託人氏名を署名押印又は記名押印
- * 押印は、電子署名でもよく、また、認め印でも差し支えありません。
 - * 嘱託人（定款作成代理人）が弁護士法人、司法書士法人、行政書士法人等であれば、当該法人の住所・名称・代表者名を記載していただくこととなります。
- ⑤ 実質的支配者となるべき者の該当事由欄の1から4までのいずれかにチェック
- ⑥ 実質的支配者となるべき者の本人特定事項等を記載
- 記載項目は、住居・氏名・よみがな・国籍等・性別・生年月日・議決権割合（株式会社の場合のみ）・実質的支配者該当性の根拠資料
- * 実質的支配者となるべき者が複数名のときは、その全員について記載してください。
 - * 実質的支配者となるべき者が3名を超えるときは、更に別の申告書を用いて記入してください。
- ⑦ 暴力団員等該当性の「該当」、「非該当」のいずれかを○で囲むこと。
- ⑧ 実質的支配者該当性の根拠資料欄の該当項目を○で囲むこと。

(3) 申告書の添付資料

申告書には、次の資料を添付してください。

- ① 実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料
- ア 自然人の場合は、運転免許証・旅券・個人番号カード（マイナンバーカード）・在留カード等の写し等 印鑑証明書
- イ 法人の場合は、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し（代表者印を印鑑証明書の欄外等に押捺してください。）

② 実質的支配者該当性の根拠資料

ア 定款のみが根拠資料のときは、添付資料不要

イ 定款以外の根拠資料があるときは、その原本又は写し

ウ 根拠資料なしのときは、申告書の実質的支配者該当性の根拠資料欄の「なし」を○で囲むこと。

(4) 申告書及び添付資料の送付方法

申告書及び添付資料の公証人への送付は、持参、郵送、ファックス又はメールのいずれの方法でも差し支えありません。

また、公証人側では、ファックスやメールで送付された場合でも、その送付されたものを原本として保管するので、改めて、署名押印等をした申告書そのものを公証人に手交する必要はありません。

3 実質的支配者となるべき者の該当事由について

(1) 株式会社の場合

次の順序に従って確認します。

- 51% 1人 (2) 50% → 2人
- ① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（犯収法施行規則11条2項1号）がいれば、その者が実質的支配者となるべき者
- ② 上記①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（同項1号）がいれば、その該当者全員が実質的支配者となるべき者
- ③ 上記①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者（同項2号）がいれば、その該当者全員が実質的支配者となるべき者
- ④ 上記①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者（同項4号）が、実質的支配者となるべき者

【特に留意していただきたい事項】

ア 上記①又は②に該当しても、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかなる者は除かれます（同項1号）。 → 参考

例えば、定款作成代理人となることの多い士業者甲が、外国居住の乙から、「設立時発行株式全部を引き受ける発起人となり、設立時取締役となること、設立後直ちに乙に発行済株式全部を譲渡し、取締役も乙に変更すること」を依頼されてこれに応じ、乙の企画した定款内容での株式会社を設立する場合、甲は、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかであると認められますから、実質的支配者となるべき者とは認められません。そうであれば、乙が、上記③の「設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者」に該当し、実質的支配者となるべき者と確認されることになると思われます。

イ 議決権の保有数は、直接保有と間接保有の合計数となります（同条3項）。

直接保有とは、自然人が発起人となり、設立会社に出資して株式を自ら保有することです。

間接保有とは、自然人の支配法人（当該自然人が50%を超える議決権を有する法人）が発起人となり、設立会社に出資して株式を保有することです。

例えば、自然人Aが、設立する甲株式会社の設立時発行株式の25%を引き受け、かつ、Aが50%を超える議決権を有する乙法人（Aの支配法人）が甲株式会社の設立時発行株式の26%を引き受けた場合、Aは、甲株式会社の設立時発行株式を直接及び間接に合計51%を保有することとなり、その実質的支配者となるべき者と確認されることとなります。

ウ 出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者とは、次の者です。

例えば、法人の意思決定に支配的な影響力を有することができる程度の大口の取引予定先、法人の意思決定に支配的な影響力を行使できる程度の機関構成員を自社から派遣している上場企業、法人の代表権を有する者に対して支配的な影響力を行使することができるような関係を有する自然人等が想定されています。

エ 国、地方公共団体等、上場企業（外国の上場企業も含まれます。）及びその**子会社**は、同項の適用については、自然人とみなされています（同条4項）。

上場企業又はその子会社が実質的支配者と認められる場合、上場企業又はその子会社が暴力団員等に該当するか否かの申告を求めることとなります。

* **子会社**とは、(ア)会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社（会社法2条3号）、(イ)会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（会社法施行規則3条1項）です。

オ やむを得ない理由から上記①及び②に該当する者を把握できない場合

例えば、外国の株式会社1社が発起人となって100%出資する場合に、発起人会社の代表者等に確認等をして、当該発起人会社の株主が有する同会社株式の割合等が分からない場合、それがやむを得ないと認められる限り、上記③の自然人がいるかどうかを確認し、その存否もやむを得ない理由から不明であれば、上記④により、設立会社の代表権のある取締役が実質的支配者となるべき者に該当すると確認されることになります。

カ その他、実質的支配者となるべき者の該当事由について
疑問が生じたとき

担当公証人にお問い合わせください。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人の場合

次の順序に従って確認します。

- ① 出資、融資、取引その他の関係を通じて、事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者（犯収法規則11条2項3号ロ）がいれば、その該当者全員が実質的支配者となるべき者
- ② 上記①に該当する者がいない場合は、設立する法人を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者が、実質的支配者となるべき者（同項4号）

【特に留意していただきたい事項】

ア 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（同条2項3号イ）に該当する者も、法規上は実質的支配者となりますが、一般社団法人及び一般財団法人では、社員や設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の規定は効力を有しないことなどから、実務上、これに該当する者はいないと思われまます。そのため、申告書の「実質的支配者となるべき者の該当事由」にも、その選択肢を設けていませんが、もしこれに該当すると思料される者がいた場合には、その対応について、担当公証人に相談してください。

イ その他、上記(1)のウからカまでを参照してください。

4 認証手続の概要（従来の認証手続から変更となった点）

(1) 定款認証申請前の手続

- ① 定款案の公証人への送付と検討依頼
従来どおり、メール、ファックス等で定款案の送付をお願い

いします。公証人が、定款案を検討し、検討結果を御連絡します。

- ② 実質的支配者となるべき者の申告書の送付
前記のとおりです。
- ③ 申告書記載の実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当するか否かについて、公証人がデータベースによりチェック

- * データベースでヒットしなければ、通常手続で認証

- * ヒットした場合は、次の手続となります。

- ④ データベースでヒットした場合には、公証人は、囑託人又は実質的支配者となるべき者に対し、申告内容等について必要な説明を求め、申告書記載の実質的支配者となるべき者がデータベース上の暴力団員等であるか否かや、法人の設立目的が違法なものではないかなどを確認することとなります。

囑託人等に対する事情聴取の結果、実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当しないと判断した場合には、公証人は、そのまま認証手続を行います。

- ⑤ これに対し、囑託人等に対する事情聴取の結果、実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当する疑いを払拭できない場合には、公証人は、必要に応じて、関係機関に照会することもあります。

その結果、当該実質的支配者となるべき者が暴力団員等でないことが明らかとなれば、通常手続で認証しますが、その場合でも、認証までに、数日から1か月程度を要することもあり得ます。

逆に、実質的支配者となるべき者が暴力団員等であり、囑託人又は実質的支配者となるべき者の説明等を考慮しても、法人の設立行為に違法があると認められる場合には、公証人は、定款認証を拒否することとなります。

- ⑥ 上記申告や上記説明自体がない場合も、同様に拒否するこ

ととなります。

(2) 定款認証申請時の手続

- ① 電子定款の場合（参考資料3「F A T F対応（申請者側画面）」参照）

電子定款の認証の嘱託について、嘱託人の氏名・よみがなのほかに、実質的支配者となるべき者の氏名・よみがなを入力していただくこととなります。

この実施は、平成30年11月30日（金）からですが、システムの円滑な移行のために、それに先立つ同月26日（月）から、この入力画面を表示することとなります。したがって、同月26日から同月29日までの間は、「実質的支配者」の欄を空白にしたままオンライン申請をしていただくこととなります。

- ② 紙定款の場合

従来の手続どおりです。

なお、公証人側で、紙定款における実質的支配者となるべき者の氏名・よみがなを、公証人のデータベースに入力することとなります。

(3) 面前認証手続

当面は、従来どおりです。ただし、後記5を参照してください。

(4) 定款認証文

電子定款及び紙定款のいずれにおいても、定款の認証文には実質的支配者となるべき者の申告があったことなども記載されることとなります（参考資料4「F A T F対応定款の新たな認証文例」参照）。

（電子定款の認証文の一例）

嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が〇〇〇〇である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。

お問い合わせください。

(6) 暴力団員等と認定された場合の定款認証拒否の手続

実質的支配者となるべき者が暴力団員等と認められる場合でも、暴力団員等であること自体から、直ちに定款に違法事由及び無効事由があるとするものではありません。しかしながら、暴力団員等が実質的支配者となる法人設立は、マネーロンダリング等の違法目的で行われる蓋然性が高いことから、当該法人設立の目的が違法なものではないとの確証が得られる程度に合理的な説明がない限り、当該設立行為は、公序良俗に反する無効なものとして認定されます。そして、そのような合理性が認められることはほとんどないため（近々暴力団を脱退して、真つ当な仕事をするために、この法人を設立すると説明したときであっても、その合理性を認めることは困難です。）、暴力団員等に該当すると認められる場合には、原則として、定款認証を拒むこととなります。

定款認証の拒否理由としては、「公証人法62条の6第4項（紙定款の場合には60条）、26条に基づき、定款認証を行うことはできない」ということになり、囑託人から希望があれば、文書で説明します。

ちなみに、公証人による定款認証拒否に不服があるときは、当該公証人の所属する法務局長又は地方法務局長に対する異議の申出（公証人法78条1項）を行うことができます。

5 今後の定款認証手続について

(1) テレビ電話による電子定款認証手続

平成31年3月末までに、発起人が電子署名をして申請した電子定款認証については、発起人が希望すれば、公証役場に赴くことなく、スマホ等を利用したテレビ電話システムで面前認証を受けることができます。さらに、同年末までに、発起人が定款作成代理人に対して電子署名を付した委任状を交付した場合に、定款作成代理人が希望すれば、同じく、ス

マホ等を利用してテレビ電話システムで面前認証を受けることができるようにすることを検討しています。

(2) 法人設立登記と一体となった定款認証手続

政府は、平成33年3月末までに、法人設立のワンストップ化として、法人設立登記申請と定款認証申請の申請フォームを統合し、嘱託人が、定款認証と法人設立登記の申請を同時に行い、公証人が認証した認証文付き定款が自動的に登記所に送付されるというシステムの導入を計画しています。

本説明メモ中の解釈運用については、関係各省庁の了解を得ているものではなく、今後、変更されることもあり得ますので、御留意ください。